

令和2年度板橋区生活安全協議会

開催日時 令和2年7月9日10時00分～11時00分
会 場 区役所本庁舎南館4階 災害対策室A・B（防災センター）
出席者数 区長、生活安全協議会委員23名（4名欠席）専門委員11名

1 開会・委嘱状交付

防災危機管理課長：委嘱状の交付及び委員の紹介をさせていただきます。

—委嘱状の交付—

防災危機管理課長：資料の確認をさせていただきます。

—資料確認—

防災危機管理課長：令和2年度板橋区生活安全協議会を開会いたします。初めに本協議会の会長であります坂本区長よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

区 長 坂本 健

皆様おはようございます。早朝から本協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。今日の顔ぶれが、この度一気に変わりましたが、委員の皆様の協力を賜って板橋区の生活安全がさらに高まりますよう、ご尽力ご協力を賜りたくお願いしたいと思います。

また、皆様には平素から板橋区の安心・安全なまちづくりにご尽力いただいております、改めて御礼申し上げます。今回の板橋区生活安全協議会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が心配される中での開催となりました。皆様にも協力賜って、感染防止策を講じておりますけれど、なにぶんにもご理解をお願いしたいと思っております。また、言うまでもございませんが、本日お集りの皆様におかれましては、手洗いの徹底やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、いわゆる3つの密を避けた行動など、「新しい生活様式」の実践にも協力をお願いしたく思っております。

さて、警視庁の統計によりますと、板橋区内における令和元年、平成31年の犯罪

発生件数については、3,991件でした。これは前年と比べますと241件の減少となっていることで、とても喜ばしい傾向です。ただし、その内容を精査いたしますと、振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺の件数は依然として多く、残念なことでありますけど昨年1年間の特殊詐欺の被害件数は、23区の中でも5番目に多いという結果となっています。

また、新型コロナウイルスや特別定額給付金に便乗いたしました詐欺や悪徳商法が全国的にも発生している状況もございます。特殊詐欺の被害者の多くが高齢者であり、その大切な財産を狙う卑劣な行動については、断じて許されるものではないと思っております。

その他にも、近年は子どもを狙った犯罪が全国で発生をしております。「子どもに対する犯罪を板橋区では絶対に起こしてはならない」という意識のもとに、区内警察署と強固な連携をはかりながら、様々な手段において被害防止に立ち向かっていきたいと考えています。

本協議会には様々な団体から代表の方にお集まりいただいております。いろいろな立場からご意見を交わしていただくことはもちろんのこと、お互いに協力しあうことで、犯罪がない安心・安全な板橋区を目指していきたいと考えておりますので、皆様の活発なご議論をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭の御礼とご挨拶とさせていただきます。

防災危機管理課長：続きまして、板橋区議会 元山 議長よりご挨拶いただきます。

区議会議長 元山 芳行

皆さんおはようございます。議長の元山芳行でございます。本日は早朝から板橋区生活安全協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年は、区長からも話があったとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、大変厳しい年になりました。本来なら今日の会議でオリンピック・パラリンピックの話題とか出ることかと思っておりましたけど、連日大変各皆さま方面で厳しい毎日を送っていることかと思っております。我々区議会といたしましても、皆さんで協力してこの難局を乗り越えるべく対処してまいる所存でございます。また、平素は皆さんにおかれましては区民の安心した生活を確保するためにご尽力いただいておりますことを心から御礼申し上げます。

そして、犯罪の危険性については、区長にお話頂きましたけども、ピークは平成15年と聞いておりまして、1万2,000件ほどの認知件数だったというふうに聞いてござ

います。それが、今現在では3分の1に減少したということは、皆様の努力の賜物と考えているところです。

また、この後、消防署から火災等の報告があるかと思えますけど、これも本来ですと火災そのものについては消防署専門ですけど消防署の皆さんに対応していただくことでもありますけども、まずは、我々区民一人ひとりが火災を自分のところから発生さないといった意識付けが重要と思えます。この点につきましても皆様と協力しながら対処していく所存でございます。いずれにいたしましても皆さん協力して区民の安全安心を確保している現在でございます。この成果を引き続き区内におきまして展開できますよう我々区議会も皆さんとともに努力してまいりますので本日の会議を通しましてぜひよろしくお願いたします。ありがとうございます。

防災危機管理課長：続きまして、区内の警察署を代表しまして 濱田 高島平警察署長よりご挨拶いただきます。

高島平警察署長 濱田 里司

皆様、おはようございます。高島平警察署長の濱田でございます。区内3署を代表いたしましてご挨拶をさせていただきます。本日お集りの板橋区生活安全協議会の皆さまには、平素から警察活動の全般に深いご理解と、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

昨年は、皇位継承にともなう皇室関連行事と、アメリカ合衆国トランプ大統領来日に伴う警備等、数多くの警備に組織の総力を挙げて取り組み、すべての警備を完遂することができました。また、刑法犯の認知件数につきましても、10万4,664件で17年連続減少、交通事故死者につきましても133名と戦後最小となりました。これらは、関係行政機関の皆さま、各地区防犯協会をはじめとしました関係団体が一致団結し、各種対策を積極的に推進していただいた賜物と深く感謝申し上げます。

さて、本年は、新型コロナウイルスの影響により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となり、緊急事態宣言発令に伴う在宅勤務によるテレワーク等、感染防止に向けた新たな働き方を検討する機会となりました。区内3署としましては、在宅勤務の導入や110番臨場時におけるマスクや手袋の着用等による感染防止対策を徹底した結果、現在まで区内3署の署員が罹患感染した報告は受けておりません。しかし、そういった社会情勢の中で、特別定額給付金等の給付をよそおった特殊詐欺が発生する等、地域住民を脅かす事件は依然として発生しており、区内の特殊詐欺は、本年6月末で、認知件数64件、前年比マイナス20件で、件数は減少してお

りますが、被害総額は約1億718万と多額の被害が発生しております。その他、区内の犯罪発生状況の詳細につきましては、後ほど担当者から説明させていただきますが、区内3署といたしましては今後も住民の皆さまが安全で安心して生活できる犯罪の起きにくい街づくりと、規範意識の向上を目指した各種対策を推進してまいりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、本会のますますのご発展と、本日ご列席の皆様方のご健勝ご多幸を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

防災危機管理課長：続きまして、区内の消防署を代表しまして 岡里 板橋消防署長よりご挨拶いただきます。

板橋消防署長 岡里 勉

皆さんおはようございます。ご紹介いただきました板橋消防署長の岡里です。志村、板橋両消防署を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。板橋区生活安全協議会の皆様におかれましては平素より消防行政の推進に対しまして格別なるご支援ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、例年であれば板橋区当局と連携して町会自治会の防災訓練、また支部単位の総合防災訓練、水防訓練等地域の防火防災力向上に努めているところでございましたが、本年は新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして集合訓練等が実施できない状況が現在も続いております。そのような中でありますが、板橋区内においては6月末現在で61件の火災、また多くの救急事案、救助事案が発生しております。また先週末からの集中豪雨による九州地方・甲信越地方の甚大なる被害の発生や、これからおとずれる台風シーズンにおける風水害の発生危険、またいつ発生してもおかしくないと言われてます地震災害への備え、そのような区民の災害対応能力向上が喫緊の課題であり、積極的な訓練、啓発活動が必要なものとなっております。消防署といたしましてもあらゆる機会を通じた広報活動や訓練指導、また東京消防庁公式アプリによる情報発信等様々な取り組みを行っております。今後とも皆様方と連携して情報共有しながら板橋の安全安心に向けた取り組みに努めてまいりますので、変わらぬご協力をお願いいたしまして挨拶いたします、よろしく願いします。

防災危機管理課長：これより議事に入ります。議事進行は、本協議会の会長である坂

本区長にお願いいたします。坂本区長、よろしくお願いいたします。

会長：どうぞよろしくお願いいたします。ただいまから報告事項に入ります。今日はこのような状況でございますので、簡潔なご説明でお願いしたいと思います。初めに、「令和元年度板橋区生活安全対策」について、防災危機管理課長から説明をいたします。

3 報 告

令和元年度板橋区生活安全対策

防災危機管理課長

それでは、資料1をご覧ください。令和元年度の板橋区の生活安全対策でございます。まず、「1 専門部会活動概要」でございます。生活安全協議会の取り組みといたしまして、2月5日(水)に専門部会を開催いたしました。専門部会におきましては、重点項目である「悪質商法対策」「特殊詐欺・子どもに対する犯罪防止対策」「火災予防対策」について、検討いたしました。警察・消防からの報告により現状を把握し、それぞれの団体による活動実績や対策について話し合いを行いました。

次に、「2 重点項目に関する活動報告」をご覧ください。(1)悪質商法・特殊詐欺対策につきましては、地域住民や銀行窓口の意識向上もございまして特殊詐欺は減少しております。しかし、相談件数は昨年よりも増加しており、傾向として若者からの相談件数が増加しております。(2)子どもに対する犯罪の防止対策につきましては、刑法犯認知件数は年々減少しておりますが、子どもに対する犯罪は昨年同様6件発生しており、減少はみられておりません。(3)火災予防対策につきましては、区内での令和元年中の火災件数は158件、出火原因は1位が電気、2位が放火となっております。それぞれ多数のご意見が出され、引き続き対策を行っていくこととしております。

2ページ目をご覧ください。続きまして、令和元年度の板橋区の生活安全対策でございます。まず、「1 犯罪抑止生活安全のつどい」でございますが、昨年9月28日(土)に文化会館の大ホールにおいて開催いたしました。ダンス&ボーカルユニットのw-i-n-d-s.を迎えまして、特殊詐欺・悪質商法について注意喚起を行いました。また、歌手の松村和子さんによる、防犯に絡めたお話を交えながらの歌謡ショーを実

施し、791名の参加がございました。

次に、「2 生活安全の日キャンペーン」でございしますが、12月20日（金）にセントタウン小豆沢にて開催し、約200名の参加がございました。また、その他に公衆浴場の板橋支部にご協力いただき、区内浴場に生活安全の日特製タオル1,500枚を配布し、防犯・防火を呼びかけました。

次に、「3 総合安心・安全パトロール」でございします。平成30年6月より、ここに記載してあります3つのパトロールを統合いたしまして総合安心・安全パトロールとして、青色防犯パトロールカー3台による24時間切れ目のないパトロールを区として実施しております。また、特別巡回と記載がございしますが、不審者情報や犯罪発生情報があった場合、特に警戒を要するということで、青色防犯パトロールカーの巡回を一定期間強化する取り組みを行っております。特別巡回は令和元年度145回行っており、区内警察署との連携を密に取ることで情報を頂いて、前年度の75回より大幅に増加しております。

3ページ目をご覧ください。次に、「4 板橋セーフティー・ネットワーク」の活動でございします。これはどのような事業かと申しますと、区内の事業者の皆様の日頃の業務のかたわら、地域見守りパトロール活動にご協力をいただいている内容でございします。不審者等を発見した場合の警察への通報をはじめ、業務で使用する自動車、自転車に「パトロール中」のステッカーを貼り防犯活動をアピールしていただいております。また令和元年度より、ドライブレコーダーを搭載している車両には「ドライブレコーダー録画中」のステッカーを貼っていただき、さらなる犯罪抑止につながる取り組みをしていただいております。現在、121の事業者に参加していただいております、従業員数約8,800人、車両3,951台の規模となっております。

次に、「5 地域団体への防犯設備整備補助金の交付」でございします。こちらは、町会・商店街等の地域団体がいわゆる防犯カメラ等の設備を整備する際に、一定の補助金を交付するものでございまして、令和元年度の申請団体数は15団体、新規に設置された防犯カメラ台数は75台でございします。

次に、「6 地域団体への防犯設備維持管理費補助金の交付」でございします。こちらは令和元年度の新規事業として、町会・商店街等の地域団体が区の補助金の交付を受けて設置した防犯カメラの維持管理費に対して、1台1年度当たり2,200円の補助金を交付するものです。令和元年度の申請件数は55件でございします。

次に、「7 地域安全マップ作製講習会」を、昨年6月29日に文化会館において開催いたしました。講師はNPO法人地域安全マップ協会から呼び出し、小学校のPTAの方々にご出席ご参加をいただきました。講師の方と文化会館周辺のフィールドワークを行いまして、実際にマップを作製するという内容を行いました。

4ページ目をご覧ください。「8 親子体験型防犯講習会」でございします。こちらは、令和2年度に小学校に入学する児童と保護者を対象に開催する予定でしたが、2月の

未でして非常に開催に迷ったのですが、新型コロナウイルスがかなり拡大した時期でございまして中止とさせていただきます。参加予定の方には後日、犯罪に遭わないための知識について学習するための資料を配布いたしまして、それに代えさせていただきます。

次に、「9 詐欺対策機器購入費補助事業」でございます。こちらは、区民が区内の事業者から特殊詐欺への対策がとられた電話機や自動通話録音機を購入した場合、最大2,000円の補助金を交付するものです。令和元年度の申請件数は47件でございます。

次に、「10 簡易型自動通話録音機の配付」でございます。こちらは令和元年度の新規事業として、65歳以上の区民の皆さまに、電話機に貼り付けて使用する簡易型自動通話録音機を無償配付し、特殊詐欺電話の防止を図るものです。区役所・区内3警察署で昨年5月下旬から配付を開始し、2,000台配付しております。この内容につきましては今年度も継続してございまして危機管理室にも展示しておりますので、よろしければお帰りの際にお立ち寄りください。

次に、「11 広報関係」でございます。犯罪状況や、犯罪の未然防止に向けた情報提供や注意喚起を、記載のとおり行っております。チラシ等の配布も、イベント等におきまして随時行いました。板橋区の広報紙広報いたばしにつきましては、4月に特殊詐欺対策の特集、12月に生活安全の日に基づきまして生活安全の特集を掲載いたしました。

5ページ目をご覧ください。「12 各種イベント等への参加」でございます。区内3警察署と協力し、記載のような特殊詐欺の注意喚起をキャンペーンとして実施いたしました。

以上が令和元年度の板橋区の生活安全対策でございます。

会長：続きまして「令和2年上半期の板橋区内火災状況」について、板橋消防署地域防災担当課長にお願いいたします。

令和2年上半期の板橋区内火災状況

板橋消防署地域防災担当課長

それでは、資料3に基づきましてご説明させていただきます。今年上半期の火災件数は61件でございます、前年度と比較しましてマイナス31件と減少しております。焼損床面積に関しましては257平方メートルで、こちらも前年に比べて458平方メー

トル減少となっております。火災における死者でございますが、今年上半期は3名で前年比マイナス2名、傷者が9名発生しておりましてこちらも前年比マイナス17名となっております。このマイナスの傾向は、東京消防庁管内全体を見ましても火災件数が1,909件マイナス335件、焼損床面積も7,824平方メートルということでマイナス4,809平方メートルとなっております。東京消防庁全体の火災による死者も今現在54名で前年比マイナス18名でございます。

令和2年中の板橋区における出火原因について、今年は放火が15件と全体の24.6%を占めております。つづきまして電気が14件で23%、コンロ火災が11件で18%、たばこが5件で8.2%、この4つで全体の73.8%を占めております。今年の上半期の特徴としまして昨年につき、放火火災及び電気火災が出火原因の上位を占めております。引き続き放火火災対策として、家の周りに燃えやすいものを置かない、ごみは屋内で保管し、決められた日の朝に出す等、対策の周知が必要です。

また、電気火災の事例をいくつか挙げますと、電気ストーブをつけたまま就寝したため、布団が電気ストーブのヒーターに触れて出火した事例や、電気コードの配線を極端に折り曲げて使用したため、半断線により発熱し出火した事例などございます。電気器具の誤った使用により出火した火災が増えていますので十分注意が必要です。

資料3の2枚目をめくっていただきますと、板橋区で連続して発生しています、ガストーチバーナー火災に注意というチラシでございますが、こちらも板橋では5月、6月に2件連続で火災が発生しています。火災となる原因は、「使い方の誤り」、「器具の劣化」、「品質不良」などがあります。火災を防ぐために取扱い方法をよく注意していただくためチラシ等で注意喚起を図ってまいります。

続きまして、3枚目を見ていただきますと、これからいよいよ梅雨が明けますと夏本番になります、昨年もそうですが熱中症による傷病者の発生が多かった中で、今年は新型コロナウイルスの感染拡大により、マスク着用は必須となっていることから、さらなる熱中症発生のリスクが大きいということで、こちらも先ほど署長がお話ししましたが直接住民の方に来て伝えるということが厳しい状況ですので、ポスティングあるいは広報媒体を使って予防を図ってまいりたいと思います。

資料にはございませんが、昨年の119番の通報件数は東京消防庁管内で99万2,615件ございました。このうち携帯電話等からの119番通報が77.6%ということで、固定電話ですと瞬時に災害緊急情報センターに住所表示がされます、そうしますと火災救助救急がすばやい対応が可能ですが携帯電話等ですと、もし切れた場合、場所の特定に時間がかかるということでこちらも積極的に広報を図って、板橋区の安心安全のために頑張っていきたいと思っております。説明は以上でございます。

会長：次第と順番が前後いたしました、続きまして「板橋区内指定重点犯罪等認知

件数」について、高島平警察署生活安全課長からお願いいたします。

板橋区内指定重点犯罪等認知件数

高島平警察署生活安全課長

私からは板橋区内における本年1月1日から6月30日までの犯罪発生状況について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。初めに3署合計の刑法犯総件数につきましてですが、暫定値ではありますが刑法犯総件数1,289件となっており、昨年比マイナス475件となっております。約30%の減少を見ております。

続きまして、住民の方が身近で不安を感じる犯罪として、警視庁が指定している指定重点犯罪について、ご説明させていただきます。板橋区内3署合計142件となっており、昨年比マイナス37件で、約20%の減少となっております。罪種別では、性犯罪が増加傾向にあるものの、その他の犯罪については、減少傾向となっております。

特殊詐欺については、3署が重点的に抑止している犯罪となっており、総件数的には減少しています。しかし、その中でも特別定額給付金の給付を装って、「手続きの案内に見せかけ、銀行の口座番号や暗証番号などの個人情報聞き出す」「手数料と偽って、ATMを操作させる」、このような新たな手口がでてきております。今後も重点的に抑止すべき犯罪として各種対策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、自転車盗について、ご説明させていただきます。自転車盗については、刑法犯総件数の中でも一番多い犯罪となっております。ただし、3署が署指定で重点的に抑止した結果、合計414件で、昨年比マイナス208件で、約35%の減少を見ております。減少した理由は、各地域におかれまして、「自転車を離れる時は必ず鍵を掛ける習慣を徹底する」「自転車を止める時は、路上に放置せず、決められた駐輪場などに置く」「必ず防犯登録に登録する」等を強く呼びかけていただいた結果ですので、深く感謝を申し上げます。

今後も、全力を挙げて検挙、抑止の両面で様々な施策を立ち上げてまいりますので、引き続きのご支援、ご協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。以上となります。

会長：続きまして、「悪質商法等による消費者被害」について、くらしと観光課長から説明いたします。

悪質商法等による消費者被害について

くらしと観光課長

おはようございます。日頃より消費生活業務にご協力いただきありがとうございます。悪質商法等による消費者被害について、資料4に基づいてご説明させていただきます。

まず1点目、令和元年度の相談の概要についてですが、消費生活相談の件数は元年度実績で4,408件、前年度比約104%、昨年度同様に増加傾向にあります。そのうち架空・不当請求の相談が最も多く670件でした。これは裁判所などの行政機関を装ったハガキにより、全く利用していない、例えばアダルトサイト・出会い系サイトなどの有料サイトの利用料金や借りていない借金の返済を求められるといった詐欺の手口でございます。しかしながら、前年度の926件と比べると約30%と大きく減少しており消費者センターの情報誌やホームページによる啓発活動において一定の効果が得られているのではと考えています。こちらの下の表をご覧ください。平成27年度から令和元年度までの相談件数の推移と、二段目は内数として架空・不当請求の件数の推移を掲載してございます。年齢別相談のケースですが、この相談件数を年代別で見ると20代未満の件数と若い方の増加が目立っております。別紙をご覧ください。別紙表の左側の契約当事者の欄をご覧くださいと、年代ごとの相談者数を記載しております。前年度比で見ますと20歳未満が185.5%増と約2倍に近い数字となっております、あわせて20歳代も112%増と若い方からの相談が増加傾向にあります。

それでは、どのような相談が増えているのかと申しますと、表の右側中ほどをご覧ください。商品役務別相談件数とありますが、相談の多かった上位15項目が掲載されてございます。前年と比べて大きく伸びている項目が4番の健康食品、こちらがダイエットなどサプリメントの購入にかかわる相談が主になってございます。どのような内容かにつきましては、1枚目資料4の「2 最近多くみかけられる悪質商法等の相談事例」にも掲載されてございますので後ほどご覧ください。

また多いものとして、表に戻っていただきまして、6番の化粧品や8番のインターネット通信サービスが前年と比べて増えておりまして、若者に関係の深い相談が増加していることが分かります。消費者センターにおける若年層に対する取り組みにつきましては、2022年4月から20歳と定められていた成年年齢が18歳に引き下げられるといった民法の改正を踏まえまして、昨年度の消費者センターの情報誌などでもトラブルを防ぐためのポイントや相談の事例などにより啓発をしてまいりましたが、引き続きいろいろな機会をとらえまして取り組んでいきたいと考えております。

2番目の最近多く見かけられる悪質商法等の相談事例につきましては、時間の都合もございまして後ほどご覧いただけたらと思います。なお、先ほども申し上げまし

た通り若者に関係の深い相談が多くなっていますが、併せて最近の傾向として昨今の新型コロナウイルス感染症を踏まえまして、今までなかった相談も増えてございますので、参考にお知らせいたします。資料4の裏面の中ほどをご覧ください。新型コロナウイルス感染症関連消費生活相談として掲載させて頂きましたが、2月頃より自粛や緊急事態宣言等に関連して結婚式をキャンセルしたり、スポーツクラブ等を解約した場合の返金に関わるご相談であります。注文した覚えの無いマスクが自宅に送り付けられるといった、コロナに関連する相談が増え始めております。資料にはございませんが2月から3月末にかけてはコロナに関わる相談が37件、4月に入りましては80件、5月は76件、なお6月に入りまして55件と若干の落ち着きが見られております。また、5月には給付金に関わる詐欺文書の相談が入りましたが、こちらは区民の方が警察に相談した際に板橋区の消費者センターにも連絡するようご案内を頂いたケースでございます。こう言った現金給付に便乗した詐欺の被害防止に向けても注意喚起を行ったところでございます。

続きまして、3番、悪質商法等被害防止対策の具体的な取り組みについてご覧ください。令和2年度の啓発事業と連携事業につきまして、今後の予定も含めて載せております。まず、(1)啓発事業では、一般向けとあわせまして若者向け、高齢者向けといった年代によって異なる被害に遭いやすい情報・状況であるとか、特徴等を踏まえまして効果的に実施してまいります。分かりやすく、お子様たちに向けては教育委員会と連携するなど様々な方法で啓発をしてまいります。また、(2)高齢者関係機関と警察、消費者センターとの連携につきましては、引き続きこの高齢者福祉部門や介護事業者との情報共有や協力体制を密にして、相談者の立場に立ったトラブル解決に努めるとともに、様々な連絡会議にて消費生活事業のPRをしていただくなどご協力をお願いしてまいります。また、警察との連携につきましても、例年2月に区内3警察の生活安全課の担当の方と消費者被害に関する懇談会を実施しておりますけど、その際には消費者センターの相談員も出席しまして最近の消費者被害の相談についてより具体的な情報の共有を行い、各警察に寄せられた相談事例を踏まえまして意見交換をしているところです。このような連携を通じまして引き続き、より効果的な啓発や事業を実施してまいりたいと考えております。以上で報告とさせていただきます。

会長：以上で報告事項を終了いたします。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見があろうかと存じますが、後ほど一括してご発言いただきたいと思います。次に議題に入ります。「令和2年度生活安全協議会活動方針(案)」について防災危機管理課長から説明いたします。

4 議 題

令和2年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）

防災危機管理課長

資料に基づきまして、令和2年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）について、ご説明させていただきます。

初めに、1生活安全協議会の「活動方針」でございます。1点目でございますが「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進めてまいります。2点目として生活安全協議会は、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげてまいります。3点目、重点項目を決めて専門部会を設置し、事業計画に基づき効果的に活動を行い、地域ぐるみで犯罪の防止を図ってまいります。

次に、2今年度の「重点項目」でございます。今年度につきましても、昨年度に引き続き、記載の3点とさせていただきますと考えております。始めに、(1)特殊詐欺・悪質商法対策でございます。補足説明させていただきますと、板橋区の昨年の特殊詐欺被害は175件、被害額は約3億1千万円程度となっております。東京23区では、5番目という結果になっています。まだまだ減ったとはいえ、一昨年と比較しまして件数で7件、被害額は1億3千万円減少しているところですが、まだまだ多いという状況になっております。また、昨年、東京都において、特殊詐欺の集計に「特殊関連詐欺盗」という分類が追加されました。この分類に代表されるのが「カードすり替え詐欺」という、キャッシュカードを替えることになりましたという話で、偽物とすり替えてしまう。その詐欺が全国的にかなり急増しております。板橋区でもこの分野に入る「特殊関連詐欺盗」が平成30年には16件であったものが、令和元年では58件と大きく増加しております。引き続き対策を講じる必要があると考えております。そのほか、新型コロナウイルスに便乗した詐欺や悪質商法が頻発している状況です。引き続き注意喚起が必要であると考えております。

次に、(2)子どもに対する犯罪の防止対策です。全国的に犯罪自体は減少傾向にあります。子どもを被害者とする犯罪件数の減少は鈍く、近年でも不安を与えるような事件が発生しております。子どもたちを犯罪から守るための安心・安全なまちづくりをさらに推進していきたいと考えております。

続きまして、(3)火災予防対策でございます。昨年、区内で発生した火災発生原因の第1位は電気火災、配線ショートなどを原因と考えられますが、次に2番目が放火となっております。区内にはまだまだ木造密集住宅地と言われるいわゆる木密の部分が多数ございまして、火災が発生すれば多くの人命、財産が失われてしまう可能性が

ある状況でございます。消防、警察と連携し、安心・安全に暮らせる街の実現に尽力していく必要があると考えております。

次に、「3 事業計画」をご覧ください。まずは、(1) 専門部会の設置でございます。板橋区の安心安全を推進していくため、専門部会委員と板橋区、警察署、消防署の担当課長により、具体的な施策を議論してまいります。昨年度は2月に専門部会を開催しまして、専門部会委員の皆様のご発言により効果的な部会とすることができました。今年度も1年間の犯罪、火災の統計がまとまる2月に開催し、統計に基づいた施策を議論する場としたいと考えております。

次に(2) 関係機関、団体等と協働で行う事業でございます。これからご説明いたします各事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見極めながらの実施となるということだけご理解いただきたいと思います。

まず、①地域安全マップ作製講習会につきましては、6月27日(土)に小学校PTA会員を対象に実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発令され、準備等PTAの皆様と行うことが困難な状況でした。協議させていただいた結果、今年度の実施は中止とさせていただいたところでございます。

続いて、②板橋区犯罪抑止生活安全のつどいにつきましては、9月26日(土)に文化会館大ホールにて開催する予定でしたが、こちらにつきましても、新型コロナウイルスの先行きが不透明であり、幹事署の志村警察署とも協議した結果、今年度の「つどい」という形で文化会館に大々的に集まる形は中止とさせていただきたいと考えております。ただ、現在、代替策としましてケーブルテレビのJ:COMの広報番組を使った防犯意識の啓発を行う構想を考えておりますので、なんらかの代替の施策は行いたいと考えております。

つづきまして、③板橋区生活安全の日キャンペーンにつきましては、12月20日(日)に板橋警察署管内で実施する予定でございます。今後、担当する板橋警察署、板橋消防署、それぞれの防犯協会と詳細について協議していく予定でございます。

次のページをご覧ください。④板橋セーフティー・ネットワーク、⑤地域団体への防犯設備整備補助金の交付につきましては、昨年度に引き続き板橋区の方で行ってまいります。⑥地域団体への防犯設備維持管理費補助金の交付につきましては、昨年度から、区の独自制度として、町会・自治会、商店街等の地域団体が防犯カメラを設置した場合に助成しているものでございます。今年度からはこれに加えて、東京都が防犯カメラの電気料金、電柱共架料の一部についても補助する新たな補助金制度が開始となっております。都の制度を活用することにより、防犯カメラを設置している団体の負担軽減をさらに図りまして、区としても地域の防犯活動を支援していきたいと思っております。手続き方法など詳細が決まりましたら防犯カメラを設置している団体の皆さまには適宜お知らせしていく予定でございます。

次に(3) 区が実施する事業でございます。①総合安心・安全パトロールについて

でございますが、これにつきましては先ほどもご説明しましたが 24 時間切れ目のない青色防犯パトロールを実施しているものです。どの時間帯においても素早く対応できる体制をとっています。また、不審者情報等のある地域に対しての特別巡回についても実施しているところです。②詐欺対策機器購入費の補助でございます。特殊詐欺被害の防止に効果がある迷惑電話の防止機能付き電話です。区内の店舗で購入した区民の方に2千円の補助金を支出しまして、普及を図っていくという事業でございます。現在、そのような電話機についても危機管理室の展示を行っております。③簡易型自動通話録音機の配付でございます。この機器は、板橋区の区内業者が開発したのになります。全国的にも採用する自治体や警察も多くなっております。区では、昨年度に引き続き、各警察署と連携し配付していきます。④親子体験型防犯講習会でございます。4月から小学校に入学する児童とその保護者が犯罪に巻き込まれないように体験しながらその手法を習得してもらうという事業でございます。コロナウイルスの先行きが今年度も不透明ではございますが、3回開催したいと考えております。

次のページをご覧ください。最後に（4）広報活動として、記載のとおり、各種媒体を活用して、犯罪情報や安全対策などについて、引き続き情報提供してまいります。

以上の取り組みを今年度に推進していきたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長：ただいま「令和2年度生活安全協議会活動方針（案）」について説明がありました。先ほどの報告事項も含めてご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

質疑・応答

質問 大倉 幸男委員

2点ほどご質問させていただければというふうに思います。1点は方針案の（4）の広報活動の関係のところですが、区では最近の犯罪発生状況等素晴らしいものを作っておられるとホームページを見て感心しているところですが、いろいろなところに配布されていると思いますが、銀行等の金融機関へも設置等されているのかどうか、もしされていなければ金融機関等にも設置された方が効果が上がるのではないかなと思います、これが1点。資料にはないのですが、生活安全面で考えますと新型コロナ拡大の関係でいろいろと世間は大変なことになっていると思いますが、先般報道等で東京都23区内にPCR検査センターを設置するという事で動いていることが

報道されています。板橋区にも設置されるというような情報を聞いておりますが、実際には板橋区は何センター設置され、どのような運営をされているのか、教えていただけたらということでございます。

回答 防災危機管理課長

1点目の最近の犯罪発生情報につきまして評価いただきましてありがとうございます。今まで銀行への設置というのは行っていないところでございます。ただ、委員のおっしゃる通り特殊詐欺による振り込みは、実際ATMに誘導するという状況もございますので設置の協力依頼についても検討させていただきたいと思っております。2点目の新型コロナウイルス関係のことで23区内にPCRセンター設置の話ですが、板橋区におきましては4月の下旬に区のPCRセンターの立ち上げを行っておりまして、板橋区の医師会の方に委託をして実施しているところです。現在、高島平地域に1ヶ所所設置をしているところで各病院から必要に応じて検査が必要だとされた方についてはそちらを個別にご案内して検査を行っている状況でございます。また、直近100名以上の都内感染者が出ている対策については、また改めて心していかないと考えております。

会長：他にいかがでしょうか。

質問、意見なし

会長：それでは、「令和2年度生活安全協議会活動方針（案）」につきまして皆様にお諮りいたします。賛成の方は拍手をお願いいたします。

拍手（異議なし）

会長：賛成多数と認めます。活動方針につきましては、このとおりに決定いたします。ありがとうございました。これをもちまして、令和2年度板橋区生活安全協議会を閉会させていただきます。